

○日本学術会議法

〔昭和二十三年七月十日〕
〔法律第百二十一号〕

改正 昭和二十四年 五月三十一日法律第一三三号
同 二十四年一月一二日同 第二五二号
同 二十五年 三月 七日同 第四号
同 三十一年 三月二三日同 第二一号
同 三十一年 三月二四日同 第二七号
同 三十六年 六月一七日同 第一四五号
同 三十九年 六月一九日同 第一一〇号
同 五八年十一月二八日同 第六五号
平成十一年 七月一六日同 第一〇二号
同 一六年 四月一四日同 第二九号

日本学術会議法をここに公布する。

日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

(平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適切な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

- 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

(昭三一法二一・追加、平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第三章 組織

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。
- 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。
- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7 会員には、別に定める手当を支給する。
- 8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

(昭二四法二五二・昭二五法四・昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平一六法二九・一部改正)

第九条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。

- 第一部
- 第二部
- 第三部

(平一六法二九・全改)

第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

(平一六法二九・全改)

第十三条 部長は、部務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一六法二九・全改)

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

(昭五八法六五・追加、平一六法二九・一部改正)

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

(昭二四法一三三・昭三一法二一・平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第四章 会員の推薦 (昭五八法六五・全改)

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

(平一六法二九・全改)

第十八条から第二十二條まで 削除

(平一六法二九)

第五章 会議

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

- 2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。
- 4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

(昭五八法六五・旧第二十二條繰下)

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 総会の議決は、出席会員の多数決による。
- 3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

(昭五八法六五・旧第二十三條繰下)

第六章 雑則 (昭五八法六五・旧第七章繰上)

第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

(昭五八法六五・全改)

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

(昭五八法六五・全改、平一六法二九・一部改正)

第二十七条 削除

(昭五八法六五)

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

(昭五八法六五・一部改正)

附 則 抄

第二十九条 この法律のうち、第三十四条及び第三十五条の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

第三十条 日本学士院規程(明治三十九年勅令第四百四十九号)、学術研究会議官制(大正九年勅令第二百九十七号)及び日本学士院会員の待遇に関する件(大正三年勅令第二百五十八号)は、これを廃止する。

附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一三三号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十四年一二月一二日法律第二五二号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年三月七日法律第四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年三月二三日法律第二一号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年三月二四日法律第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十四号)の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三六年六月一七日）

附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年十一月二八日法律第六五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条、第二十五条及び第二十六条の改正規定並びに附則第七項の規定は昭和五十九年一月二十日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二十七条の改正規定は昭和五十九年一月二十日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（昭和五十九年政令第一五九号で本文に係る部分は昭和五十九年五月三〇日から、ただし書に係る部分中第七条、第二十五条及び第二十六条の改正規定は昭和六〇年七月一九日から施行）

（経過措置）

- 2 昭和五十九年一月十九日において現に日本学術会議会員(以下「会員」という。)である者の任期は、日本学術会議法第七条第二項及び第二十七条第二項の規定にかかわらず、前項ただし書の政令で定める日の前日までとする。
- 3 この法律の施行の際現に会員である者に係る各部の定員については、改正後の日本学術会議法(以下「新法」という。)第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新法第十五条の規定は、同条第一項の規則に係る部分を除き、附則第一項ただし書の政令で定める日から適用する。

- 5 新法第十七条の規定は、この法律の施行の際現に会員である者については、その任期中適用しない。
- 6 附則第一項ただし書の政令で定める日までの間、新法第十八条及び第二十二條の規定の適用については、これらの規定中「研究連絡委員会」とあるのは、「第十五条第一項の規則により設置すべきものと定められた研究連絡委員会」とする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一六年四月一四日法律第二九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条から第二十二條までの改正規定、第二十二條の二及び第二十二條の三を削る改正規定並びに附則第二条から第四条まで、第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分を除く。）及び第二項並びに第八条の規定 公布の日

二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る。）、第七条及び第九条から第十一条までの規定 平成十七年四月一日

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）までの間における日本学術会議法第七条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二十二條」とあるのは、「日本学術会議法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十九号)による改正前の第二十二條」とする。

第三条 施行日の前日において日本学術会議会員（以下「会員」という。）又は研究連絡委員会の委員である者の任期は、改正前の日本学術会議法（以下「旧法」という。）第七条第三項（旧法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。
 - 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの
 - 二 日本学士院の院長
- 4 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。
- 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとに行うものとする。

第六条 新会員は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

- 2 新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかわらず、三年とする。
- 3 新法第七条第五項の規定は、新会員（前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。）から適用する。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本学術会議法施行令

〔平成十七年九月十六日〕
政令第二百九十九号

日本学術会議法施行令をここに公布する。

日本学術会議法施行令

内閣は、日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十五条第四項の規定に基づき、日本学術会議法施行令(昭和五十九年政令第六十号)の全部を改正するこの政令を制定する。

(連携会員の任期等)

第一条 日本学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)の任期は、六年とする。ただし、一定の期間内に限ってその職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命することを妨げない。

2 連携会員は、再任されることができる。

(連携会員の辞職)

第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、その辞職を承認することができる。

(連携会員の退職)

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則(以下単に「規則」という。)で定めるところにより、当該連携会員を退職させることができる。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(日本学術会議会員候補者選考委員会令の廃止)

2 日本学術会議会員候補者選考委員会令(平成十六年政令第六十二号)は、廃止する。

○日本学術会議会則

〔平成十七年十月二十四日〕
日本学術会議規則第三号

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第一号
平成一八年 五月 八日日本学術会議規則第二号
平成二〇年 五月 七日日本学術会議規則第一号
平成二三年 七月二八日日本学術会議規則第一号
平成二五年 十月二八日日本学術会議規則第一号
平成二八年 五月一八日日本学術会議規則第一号
令和三年 一二月二八日日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則（昭和二十四年日本学術会議規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

日本学術会議会則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 職務（第二条、第三条）
- 第三章 組織（第四条—第六条）
- 第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条—第十五条）
- 第五章 会議（第十六条）
- 第六章 総会（第十七条—第十九条）
- 第七章 部会（第二十条—第二十二条）
- 第八章 幹事会（第二十三条—第二十六条）
- 第九章 委員会（第二十七条—第三十二条）
- 第十章 地区会議（第三十三条）
- 第十一章 若手アカデミー（第三十四条）
- 第十二章 名誉会員（第三十五条）
- 第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条）
- 第十四章 雑則（第三十七条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（総則）

第一条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

第二章 職務

（意思の表出）

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 見解
- 五 報告
- 六 回答

（平二〇日学会規一・一部改正、令三日学会規一・一部改正）

（国際活動）

第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
- 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
- 三 二国間学術交流
- 四 アジア学術会議に関すること。
- 五 その他会長が必要と認めるもの

2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第三章 組織

（会長の互選等）

第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

（副会長の職務）

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること。

（部への所属）

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

第四章 会員及び連携会員の選考等

（連携会員の任期の例外）

第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。）第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以上の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。

2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

（平一八日学会規一・一部改正）

(会員及び連携会員の選考の手続)

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平一八日学会規一・一部改正)

(会員の辞職)

第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があったときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。

2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。

3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

(会員の退職)

第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。

2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の補欠の者の任期)

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会員の再任)

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

(連携会員の辞職)

第十三条 令第二条の辞職の申出があったときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができ

る。

(連携会員の退職)

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の手当)

第十五条 連携会員には、別に定める手当を支給する。

第五章 会議

(学術会議の会議)

第十六条 学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。

2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。

3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第六章 総会

(総会の招集)

第十七条 総会は、原則として毎年四月及び十月に会長が招集する。

2 前項のほか、会長は、幹事会の議決に基づいて、臨時の総会を招集することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、三十人以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、会長は、総会を招集しなければならない。

(総会の議長等)

第十八条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

3 会長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。

5 会長は、総会の会議録を作成し、閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。

(幹事会への委任事項)

第十九条 法第十四条第三項の規定に基づき、次に掲げる事項に関する権限を幹事会に委任する。

一 法第三条第一号に規定する職務のうち、第二条の意思の表出に関する事項

二 法第三条第二号に規定する職務のうち、第三条の国際活動に関する事項

三 法第四条の諮問に対する答申に関する事項

四 法第五条の勧告に関する事項

五 法第六条及び法第六条の二の規定に関する事項

第七章 部会

(部会及び連合部会の招集)

第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長（補欠の者を除く。）の任期における最初の部会は、会長が招集する。

2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。

3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。

（部会及び連合部会の議長等）

第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。

2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。

3 部会及び連合部会の会議については、第十八条（第一項及び第五項を除く。）の規定を準用する。

（部会における議決方法の特例）

第二十二条 部会及び連合部会においては、法第二十四条第三項が準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

第八章 幹事会

（幹事会の招集）

第二十三条 幹事会は、原則として毎月一回会長が招集する。

2 会長は、必要があると認められるときは、臨時に幹事会を招集することができる。

（幹事会の議長等）

第二十四条 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

（幹事会の附置委員会）

第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。

2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。

（幹事会の会議）

第二十六条 幹事会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。

第九章 委員会

（委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会）

第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

（平二八日学会規一・追加、令三日学会規一・一部改正）

（委員会の委員及び役員）

第二十八条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。
- 3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。
- 5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(委員会の招集)

第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。

(委員会の議長等)

第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

(委員会の会議)

第三十一条 委員会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二條の規定を準用する。

(委員会に関する事項の幹事会への委任)

第三十二条 前五条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は幹事会が定める。

第十章 地区会議

(地区会議)

第三十三条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。

- 2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第十一章 若手アカデミー

(平二五日学会規一・追加)

(若手アカデミー)

第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。

- 2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平二五日学会規一・追加)

第十二章 名誉会員

(平二三日学会規一・追加、平二五日学会規一・旧第十一章繰下)

(名誉会員)

第三十五条 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議名誉会員（以下「名誉会員」という。）の称号を授与することができる。

- 2 名誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、名誉会員に関する事項は、幹事会が定める。

(平二三日学会規一・追加、平二五日学会規一・旧第三十四条繰下)

第十三章 日本学術会議協力学術研究団体

(平二三日学会規一・旧第十一章繰下、平二五日学会規一・旧第十二章繰下)

(日本学術会議協力学術研究団体)

第三十六条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

- 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。
- 3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
- 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。
- 5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

(平二三日学会規一・旧第三十四条繰下、平二五日学会規一・旧第三十五条繰下)

第十四章 雑則

(平二三日学会規一・旧第十二章繰下、平二五日学会規一・旧第十三章繰下)

(外部評価)

第三十七条 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外部評価を定期的に実施することとする。

(平二三日学会規一・旧第三十五条繰下、平二五日学会規一・旧第三十六条繰下)

(幹事会への委任)

第三十八条 総会に関する事項及びこの会則において総会で定めるとされているもののほか、会則の施行に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平二三日学会規一・旧第三十六条繰下、平二五日学会規一・旧第三十七条繰下)

(会則の改正)

第三十九条 この会則の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

(平二三日学会規一・旧第三十七条繰下、平二五日学会規一・旧第三十八条繰下)

附 則

(施行期日)

第一条 この会則は、公布の日より施行し、平成十七年十月四日から適用する。

(経過措置)

第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。

- 2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。

(平一八日学会規二・一部改正)

第三条 会長は、平成十七年十二月三十一日までの間、委員会又は地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定め、連携会員を任命することができる。

- 2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をすることはできない。
- 3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

附 則 (平成一八年二月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年五月八日日本学術会議規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月七日日本学術会議規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月二八日日本学術会議規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年十月二八日日本学術会議規則第一号）
この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月一八日日本学術会議規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年一二月二八日日本学術会議規則第一号）
この規則は、令和四年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）（平二〇日学会規一・一部改正、令三日学会規一・一部改正）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

●日本学術会議細則

〔平成17年10月4日
日本学術会議第146回総会決定〕

改正 平成18年 2月13日日本学術会議第147回総会決定
平成18年 4月11日日本学術会議第148回総会決定
平成18年10月 3日日本学術会議第149回総会決定
平成19年 4月10日日本学術会議第150回総会決定
平成20年 4月 8日日本学術会議第152回総会決定
平成20年10月 1日日本学術会議第154回総会決定
平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定
平成26年 7月11日日本学術会議第167回総会決定
平成28年 4月14日日本学術会議第171回総会決定
平成31年 4月25日日本学術会議第178回総会決定

日本学術会議細則を、次のとおり定める。

日本学術会議細則

第1章 総則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

第2章 会長

(会長の互選)

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

- (1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）
- (2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち1人に投票する。この投票は、単記無記名による。

- (2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。
 - (3) 第1回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。
 - (4) 第3回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前2号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。
- 3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。
 - 4 前3項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。
 - 5 前4項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

（148総・152総・一部改正）

（会長が参加できる機関）

- 第3条** 会長が当該資格において参加することのできる機関の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 科学及び学術研究の基本政策の樹立を目的とする政府の機関であって、幹事会が学術会議の意思を反映させるために会長の参加が必要であると認めたもの
 - (2) 前号に準ずる機関であって、幹事会が会長の参加が必要であると認めたもの

第3章 総会

（総会の議決）

- 第4条** 総会の議決の方法は、次のとおりとする。
- (1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。
 - (2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。
 - (3) 投票を行う場合は、出席会員はすべて、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。この場合において、議長は投票を行わない。
 - (4) 会則第18条第2項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の2倍の数が名札票の数と同一のときとする。

（議案の提出）

- 第5条** 総会の議案の提出者は、次のとおりとする。
- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 30人以上の会員
- 2 議案の提出者は、総会開催の14日以前に開催される幹事会に付議できるよう、会長に議案を提出することとする。緊急の場合においても、あらかじめ幹事会に付議できるよう提出することとする。

- 3 会長は、提出された議案を幹事会に付議する。幹事会は、議案について提出者に助言することができる。
- 4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を会長に提出する。
- 5 会長は、提出された議案を総会に付議する。幹事会の意見のうち、議案に反映されないものについては、会長が総会において当該意見を述べるものとする。
- 6 総会において2人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、会長は、必要に応じ総会の休憩を求め、幹事会又は関係する部若しくは委員会の意見を聴くことができる。

(報告の手続)

第6条 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員(本条において「報告者」という。)は、原則として総会開催の7日以前に開催される幹事会で報告することとする。

- 2 報告者は、幹事会で報告した後、総会で報告することとする。

(提出資料の様式)

第7条 議案及び報告のための提出資料の様式は、別表第1のとおりとする。

(定足数)

第8条 法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

(公開の手続)

第9条 議長は、総会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴可能人数につき、事前に適当な手段をもって周知することとする。

- 2 総会の傍聴可能人数は、議長が定める。

第4章 委員会

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

- 2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(関係する決定の廃止)

第2条 日本学術会議の運営の細則に関する内規(昭和61年総会決定)、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規(昭和62年総会決定)、日本学術会議の行う国際学術交流事業について(申合せ)(昭和62年総会決定)及び副会長世話担当研究連絡委員会の運営について(申合せ)(平成3年総会決定)は、廃止する。

附 則（平成18年2月13日日本学術会議第147回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年4月11日日本学術会議第148回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月3日日本学術会議第149回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年4月10日日本学術会議第150回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月8日日本学術会議第152回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月1日日本学術会議第154回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年7月11日日本学術会議第167回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年4月14日日本学術会議第171回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月25日日本学術会議第178回総会決定）
この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

様式I 議案

議 案	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
件 名
1 提案者	〇 〇 〇 〇
2 議 案
3 提案理由
※	
4 本信及び写送付先	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
※	
5 所要経費	

※ 必要に応じて、参考として記入する。

様式II 報告

〇 〇 部、委員会報告	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇長 〇 〇 〇 〇	
1 会議開催	
〇〇月〇〇日	於：〇 〇 〇 〇
2 報告事項	
(1)
(2)

別表第2（第10条関係）（150総・167総・171総・一部改正）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第9条第3項、同第13条第2項）、会員及び連携会員の退職（会則第10条第2項、同第14条第2項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3 (第10条関係) (147総・149総・154総・156総・一部改正)

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

●日本学術会議の運営に関する内規

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

日本学術会議の運営に関する内規を、次のとおり定める。

日本学術会議の運営に関する内規

第1章 総則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会則」という。）及び日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2章 職務

(勧告等の手続)

第2条 部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「分科会等」という。）が意思の表出を行うことを希望する場合、検討課題、意思の表出の種類その他の別に幹事会が定める事項を科学的助言等対応委員会に提出することとする。

2 分科会等の長が勧告、要望、声明、提言（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の骨子を科学的助言等対応委員会に提出することとする。

3 科学的助言等対応委員会は、提出された検討課題、意思の表出の種類及び勧告等の骨子について、内容の適切性及び過去10年間に行われた意思の表出との関連等について検討し、提出者に助言を行う。

4 勧告等を行ってから5年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。

5 提出者は、第3項の助言に基づき勧告等の案を作成の上、査読を経て、総会又は幹事会の承認を得なければならない。

6 勧告等の手続に関し必要な事項は、別に幹事会が定める。

(320幹・一部改正)

(見解及び報告の手続)

第3条 分科会等が見解又は報告（以下「見解等」という。）を発表する場合、別表第1に掲げる区分のとおり承認を得なければならない。

2 地区会議は、科学者委員会に、科学者委員会を表出主体とする見解等の案を提案することができる。

3 前項の案が科学的助言等対応委員会において承認された場合は、地区会議が提案した旨を記載することとする。

4 見解等の手続に関し必要な事項は、別に幹事会が定める。

(55幹・119幹・133幹・163幹・169幹・217幹・320幹・一部改正)

(外部からの要望の処理)

第4条 外部(外国を含む。)より要請がなされた場合、請願法(昭和22年法律第13号)に基づき、これを処理する。

(主催区分)

第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第2の区分によって行う。

2 講演会、シンポジウム等の主催に関する幹事会の議案の様式は、別表第3のとおりとする。

3 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

4 講演会、シンポジウム等の開催後、その概要についておおむね1か月以内に報告する。報告の様式は、別表第4のとおりとする。

(79幹・320幹・331幹・一部改正)

第3章 会員又は連携会員の候補者の推薦

(会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等)

第6条 会員又は連携会員(会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。)による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。

3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。

4 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。

5 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

(9幹・34幹・109幹・一部改正)

(会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続)

第6条の2 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。

(1) 各部は、分野別委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。

(2) 副会長及び各部は、国際業務又は分野別委員会を除く委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。ただし、幹事会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う。

(3) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第3号及び第2項第5号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定す

ることとする。

(9 幹・追加、178 幹・220 幹・一部改正)

第4章 幹事会

(議案の提出)

第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 部長
 - (4) 常置又は臨時の委員会及び幹事会の附置の委員会の委員長
 - (5) 発議者を含めた5人以上の会員
- 2 議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
- 3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
- 4 議案の提出者は、幹事会開催の14日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。

(217 幹・一部改正)

(報告の手続)

第8条 幹事会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として幹事会開催の7日前までに会長に案件の内容を提出することとする。

- 2 幹事会での報告は、報告者が行う。

(提出資料の様式)

第9条 議案及び報告のための提出資料の様式については、細則第7条の規定を準用する。

第5章 委員会

(委員会の委員)

第10条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

(64 幹・一部改正)

(臨時の委員会の設置)

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第5のとおりとする。
- 4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(79 幹・320 幹・331 幹・一部改正)

(委員会の委員の委嘱の手続)

第12条 分野別委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により幹事会に推薦するよう、各部に依頼する。
 - (2) 各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を幹事会に推薦する。
 - (3) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
 - (4) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。
- 2 分野別委員会を除く委員会の委員の委嘱の手続は、別に幹事会が委員会を構成する者を定める場合にはそれに従い、その他の場合には次のとおりとする。
- (1) 会長は、委員の候補者の推薦を、副会長及び各部に依頼する。
 - (2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を、会長に推薦する。ただし、幹事会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う（以下この条において同じ。）。
 - (3) 前号の規定による副会長及び各部の推薦とは別に、会長は、必要に応じ、会員及び連携会員に対して委員の候補の募集を実施することができる。
 - (4) 会長は、第2号の規定による副会長及び各部の推薦、前号の規定による募集の結果及び別に幹事会が定めるところにより会長が委員会を構成する者を指名することとされている場合における選定の結果を踏まえ、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。
 - (5) 幹事会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
 - (6) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。
- 3 委員会の委員を追加する場合には、第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会が追加する委員の推薦を各部（前項の委員会の場合は副会長及び各部）に依頼することとする。

（9幹・146幹・178幹・220幹・一部改正）

（分科会の構成員）

第13条 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

- 2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

（複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会）

第14条 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

（小分科会）

第15条 科学者委員会及び国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

- 2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

（226幹・一部改正）

（小委員会）

第16条 常置又は臨時の委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

- 3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

（184幹・一部改正）

(分科会等の長の選出の方法)

第17条 分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。この場合において、第12条第1項第1号及び第2号中「会長」とあるのは、「その分科会が置かれる委員会（小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会）」と読み替えるものとする。また、複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会の場合は、第12条第1項第1号及び同条第3項に定める各部への推薦の依頼は、原則として主体となる委員会において行うものとする。

(9幹・190幹・一部改正)

(分科会等の議長)

第19条 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の招集)

第19条の2 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、常置の委員会の分科会等については、その分科会等が置かれる委員会の長が招集し、臨時の委員会及びその他の分科会等については、会長が招集する。

(234幹・追加)

(分科会等の会議)

第20条 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

第6章 会議

(定足数)

第21条 法第24条第3項並びに会則第26条及び第31条並びに前条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、海外赴任者（海外に居所を有し、現に海外に在る者）、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

(30幹・64幹・一部改正)

(幹事会における定足数の特別の定め)

第21条の2 会則第26条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、各部から1人以上の委員の出席がなければならない。

(58幹・追加)

(公開の手續)

第22条 細則第9条の規定は、部会、連合部会、幹事会、委員会及び分科会等（以下「部会等」という。）に準用する。

(議事要旨)

第23条 部会等の議長（議長が指名した者を含む。）は、部会等を開催した場合は、議事要旨を作成し、次回の部会等において承認を得るものとする。

2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載するものとする。

- 3 議長は、部会等において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。
- 4 会則第22条並びに会則第26条及び第31条並びに第20条で準用する会則第22条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第24条 部会等の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（昭和61年日本学術会議規則第1号）第2条から第9条までの規定を準用する。

(幹事会への報告)

第25条 部及び委員会の長は、部会、連合部会、委員会及び分科会等を開催したときは、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6条第4項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

(5幹・追加、34幹・一部改正)

第3条 第6条第4項及び前条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月23日から平成18年5月10日までの間において会員又は連携会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

(10幹・追加、34幹・一部改正)

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成18年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成18年2月28日)

附 則（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日日本学術会議第30回幹事会決定）
この決定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定）
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成20年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成20年5月7日）

附 則（平成20年6月26日日本学術会議第58回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日日本学術会議第64回幹事会決定）
この決定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）
この決定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年4月5日日本学術会議第119回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年10月26日日本学術会議第163回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年12月17日日本学術会議第184回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日日本学術会議第190回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年9月16日日本学術会議第234回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）
この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年9月30日日本学術会議第316回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

附 則（令和4年3月24日日本学術会議第323回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年9月28日日本学術会議第331回幹事会決定）
この決定は、決定の日の翌日から施行する。ただし、講演会、シンポジウム等の開催後

の報告に関する改正は、この決定の施行後に決定した講演会、シンポジウム等について適用し、この決定の施行前に決定した講演会、シンポジウム等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）（320幹・追加）

種類	表出主体	承認を得る委員会
見解	分科会等	科学的助言等対応委員会
報告	部	科学的助言等対応委員会
	分野別委員会	所属する部
	課題別委員会、機能別委員会、幹事会 附置委員会	科学的助言等対応委員会
	若手アカデミー	科学的助言等対応委員会
	部に置かれる分科会	所属する部
	分野別委員会に置かれる分科会	所属する部
	分科会（部に置かれる分科会及び分野 別委員会に置かれる分科会を除く。）	分科会が置かれる委員会

別表第2（第5条関係）（79幹・142幹・230幹・一部改正、320幹・旧別表第1繰下）

開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
学術会議	人文・社会科学 及び自然科学に 係る問題又は重 要な審議課題で 、学術会議が主 催するにふさわ しいもの	幹事会(第 7条第1項 に規定する 者が議案を 提出)		学術会議	
部	部の所掌に關す る事項で、審議 の結果に基づく もの又は審議の 促進に資するも の	部	幹事会の承認を要す る（部長が議案を提 出）	部	
委員会又は分 科会	委員会又は分科 会の所掌に關す る事項で審議の 結果に基づくも の又は審議の促 進に資するもの	委員会	分野別委員会及び分 科会については関係 部及び幹事会の承認、 それ以外の委員会及 び分科会については 幹事会の承認を要す る（委員会の長が議 案を提出。分科会の場 合も所属する委員会	委員会又 は分科会	

			の長が議案を提出し、承認されることを要する。)		
若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	若手アカデミー運営分科会	幹事会の承認を要する(若手アカデミー運営分科会の長が議案を提出)	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	
地区会議	学術会議諸機関の審議の結果に基づくもの及び地区会議活動の活性化に資するもの	科学者委員会	幹事会の承認を要する(科学者委員会の長が議案を提出)	地区会議	

別表第3（第5条関係）（79幹・追加、245幹・一部改正、277幹・一部改正、316幹・一部改正、320幹・旧別表第2線下、323幹・一部改正、331幹・一部改正）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

講演会、シンポジウム等主催提案書
○○○○○○○○○○の開催について

1. 提案者
2. 議案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主催：
2. 共催：（該当のある場合）
3. 後援：（該当のある場合）
4. 日時：令和 年 月 日（ ）： ～ ；
5. 場所：
（日本学術会議講堂と併せて会議室を使用する場合は、会議室数及び使用目的を必ずご記入ください。）
6. 一般参加の可否：
可の場合は、一般参加者の参加費の有無：
（参加費を徴収する場合は主催として認められません。）
不可の場合は、その理由：
7. 分科会等の開催：（該当のある場合）
8. 開催趣旨：

9. 次 第：

主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は報告・講演等を行うことが必要です
(但し、学術会議の目的に照らして極めて重要な講演会等であって、委員会等
ではなく学術会議が主催する講演会等については、挨拶等は一人ですります)。
該当する報告・講演等については、下線を引いてください。
登壇者等の多様性も十分に考慮してください。特に、登壇者や発言者等が2人
以上いる場合、その「性別に偏りがないよう努めて」ください。

10. 関係部の承認の有無：

11. 関係する委員会等連絡会議の有無

(有の場合は、関係する委員会等連絡会議の名称)

(下線の講演者等は、主催委員会(分科会)委員)

別表第5（第11条関係）（38幹・一部改正、79幹・旧別表第2線下、217幹・一部改正、277幹・一部改正、320幹・旧別表第3線下、331幹・旧別表第4線下）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員）
- 2 委員会名（仮称）
- 3 設置期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 課題の内容
 - (1) 課題の概要
 - (2) 審議の必要性と達成すべき結果
 - (3) 日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - (5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）
- 5 審議の進め方
 - (1) 課題検討への主体的参加者
 - (2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）
 - (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール
- 6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）

○日本学術会議傍聴規則

〔昭和六十一年四月二十六日〕
〔日本学術会議規則第一号〕

改正 平成一三年五月一五日日本学術会議規則第二号

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十八条の規定に基づき、日本学術会議傍聴規則を次のように定める。

日本学術会議傍聴規則

第一条 日本学術会議の総会の傍聴に関しては、この規則の定めるところによる。

(平一三日学会規二・一部改正)

第二条 傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、その住所、氏名、年齢及び職業を備付けの帳簿に記入しなければならない。

(平一三日学会規二・一部改正)

第三条 凶器その他危険な物を持つている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、傍聴することができない。

第四条 傍聴人は、議場に入ることができない。

第五条 傍聴人が傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 飲食又は喫煙をしないこと。
- 二 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 三 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 四 静粛を旨とし、議事の妨害になるような行為をしないこと。

(平一三日学会規二・一部改正)

第六条 傍聴人は、公開しないこととする議決があつたときは、速やかに退席しなければならない。

(平一三日学会規二・一部改正)

第七条 傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

第八条 傍聴人がこの規則に違反したときは、退席させられることがある。

第九条 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、傍聴、撮影又は録音を制限することができる。

(平一三日学会規二・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年五月一五日日本学術会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。